

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 58
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

オンライン資格確認 原則義務化の経過措置が決定

12月23日に開催された中医協総会にて、2023年3月末日時点でオンライン資格確認(以下、「オン資」)システムの導入が完了していない医療機関について、以下の経過措置(下表参照)が答申されました。なお、現在紙レセプト請求が認められている医療機関は、義務化の例外となっています。

経過措置の適用を受けるには2023年3月末までに厚生局への届出が必要です。

(届出様式等の詳細は未定)

やむを得ない事情	経過措置の期限	補助金の支給要件(導入完了日)
① 2023年2月末までにベンダーと契約したが、システム整備が未完了	システム整備が完了する日まで(遅くとも2023年9月まで)	2023年9月末
② 光回線のネットワークが未整備	オン資に接続可能な光回線が整備されてから6か月後まで	2024年3月末
③ 訪問診療のみを提供する医療機関	訪問診療のオン資(居宅同意取得型)の運用開始まで(2024年4月予定)	2024年3月末(※)
④ 改築工事中・臨時施設の医療機関	工事完了、臨時施設の終了まで	2023年9月末
⑤ 廃止・休止の計画がある	廃止・休止まで(遅くとも2024年秋まで)	2023年9月末
⑥ その他特に困難な事情がある	特に困難な事情が解消されるまで	2023年9月末

(※)補助交付期間

※⑥について、中医協資料では「特に困難な事情」として、以下の場合が想定されると記載。

▽自然災害等により継続的に導入が困難な場合

▽高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合(目安として、令和5年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下)

▽その他①～⑤と同視できる特に困難な事情がある場合

ご不明な点は協会事務局までご相談ください。

